

令和5年4月1日

関西医療大学における研究不正防止に向けた決意表明  
～「フェアでクリーンな大学」を目指して～

学長 吉田 宗平

文部科学省は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を令和3年2月に改正し、令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付けて各研究機関における研究不正防止体制の再点検と整備を推進するよう指導を強化しました。そこでは、「ガバナンスの強化（根絶に向けた最高責任者のリーダーシップと役割の明確化）」、「意識改革（コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透）」、「不正防止システムの強化（監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶）」を不正防止対策強化の3本柱として位置づけ、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土の形成を促進しています。

本学では、令和4年4月に不正防止計画推進部署に不正防止対策会議を新たに設置し、同会議が立案した不正防止計画に沿った全学的な取組みを促進する体制を整えました。教職員皆様のご協力により、本学ではこれ迄に研究不正に該当する事案は生じておりませんが、上記の不正防止の3本柱を念頭に置き、今後も引き続き、学長自身が最高管理責任者としてのリーダーシップを持って研究不正防止体制の整備と強化を推進していくことを誓約致します。

令和5年2月には岡林浩嗣先生（筑波大学生存ダイナミクス研究センター）を講師に招き、令和4年度における本学の研究倫理教育研修会を開催しました。岡林先生には、責任ある研究活動（RCR:Responsible Conduct Research）とは、捏造（Fabrication）、改ざん（Falsification）、盗用（Plagiarism）という特定不正行為（FFP）をしなければよいということではなく、RCR と FFP の間のグレーゾーンに存在する疑わしい研究行為（QRP:Questionable Research Practice）について、研究者自らが悩み、考えながら自律的な倫理観を培い、研究不正発生リスクを最小化していくという「志向倫理」の考え方が重要である、とのご指導を頂戴しました。

本学は、このような研修を重ねながら、今後も引き続き不正防止のPDCAサイクルを効果的に運用し、全教職員に不正防止の意識を周知徹底して実施体制を強化すること、また、監事・会計監査人・内部監査部門との連携を強化することなどを重点項目に挙げ、「フェアでクリーンな大学」であり続けるよう取り組みます。

以上